



鳥取県公報

平成 19 年 3 月 2 日 (金)
号外第 17 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ **公安規則** 鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 (2) (警務課) 2
- 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則 (3) (交通指導課) 4

公安委員会規則

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月2日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

鳥取県公安委員会規則第2号

鳥取県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

鳥取県警察の組織に関する規則（昭和37年鳥取県公安委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動条等」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び号の表示に下線が引かれた条及び号（以下「移動後条等」という。）が存在する場合には、当該移動条等を当該移動後条等とし、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には、当該移動後条等（以下「追加条等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条及び号の表示並びに追加条等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(警務課の所掌事務)</p> <p>第5条 警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>留置施設の管理及び被留置者</u>に関すること。</p> <p>(12)及び(13) 略</p> <p>(生活安全企画課の所掌事務)</p> <p>第6条の6 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）の施行に関すること。</u></p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p><u>(10)</u> 略</p> <p><u>(11)</u> 略</p> <p><u>(12)</u> 略</p> <p>(警備第一課の所掌事務)</p> <p>第14条の3 警備第一課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>(警務課の所掌事務)</p> <p>第5条 警務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>留置場の管理及び留置人</u>に関すること。</p> <p>(12)及び(13) 略</p> <p>(生活安全企画課の所掌事務)</p> <p>第6条の6 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>(8)</u> 略</p> <p><u>(9)</u> 略</p> <p><u>(10)</u> 略</p> <p><u>(11)</u> 略</p> <p>(警備第一課の所掌事務)</p> <p>第14条の3 警備第一課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p>

<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の取締りに関すること(警備第二課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク その他の警備犯罪のうち、<u>外国人又はその活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズム(広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的を達成することを意図して行われる政治上その他の主義主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。以下同じ。)</u>に係るもの</p> <p>(5) 略</p> <p><u>(国際テロ対策室)</u></p> <p><u>第22条の2 警備第一課に、国際テロ対策室を附置する。</u></p> <p><u>2 国際テロ対策室の位置は、鳥取市とする。</u></p> <p><u>3 国際テロ対策室は、第14条の3第2号(同条第4号クに係るものに限る。)及び第4号クに掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p><u>4 国際テロ対策室に、室長を置き、警視の階級にある警察官をもって充てる。</u></p> <p><u>5 室長は、上司の命を受け、国際テロ対策室の事務を掌理し、部下の職員を指揮監督する。</u></p> <p>(校長)</p> <p><u>第22条の3 略</u></p> <p>(副校長)</p> <p><u>第22条の4 略</u></p>	<p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 次に掲げる犯罪その他警備犯罪の取締りに関すること(警備第二課の所掌に属するものを除く。)</p> <p>ア～キ 略</p> <p>ク その他の警備犯罪のうち、活動の本拠が外国に在る日本人によるテロリズム(広く恐怖又は不安を抱かせることによりその目的の達成を意図して行われる<u>極左的主張その他の主張に基づく暴力主義的破壊活動をいう。以下同じ。)</u>に係るもの<u>及び外国人に係るもの</u></p> <p>(5) 略</p> <p>(校長)</p> <p><u>第22条の2 略</u></p> <p>(副校長)</p> <p><u>第22条の3 略</u></p>
--	---

附 則

この規則は、平成19年3月12日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第5条第11号の改正 刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の一部を改正する法律(平成18年法律第58号)の施行の日
- (2) 第6条の6中第11号を第12号とし、第8号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第7号の次に1号を加える改正 平成19年6月1日

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成19年3月2日

鳥取県公安委員会委員長 足 立 統 一 郎

鳥取県公安委員会規則第3号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

第1条 鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下この条において「削除条項」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条、項及び様式の表示並びに削除条項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条、項及び様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正表」という。）に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分（以下この条において「改正後表」という。）が存在する場合には、当該改正表を当該改正後表に改め、改正後表に対応する改正表が存在しない場合には、当該改正後表を加える。

次の表の改正前の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下この条において「移動様式」という。）に対応する同表の改正後の欄中様式の表示に下線が引かれた様式（以下この条において「移動後様式」という。）が存在する場合には、当該移動様式を当該移動後様式とし、移動様式に対応する移動後様式が存在しない場合には、当該移動様式を削る。

改 正 後		改 正 前	
目次		目次	
第1章～第4章 略		第1章～第4章 略	
第5章 運転免許（第14条－ <u>第23条</u> ）		第5章 運転免許（第14条－ <u>第22条</u> ）	
第6章 雑則（ <u>第24条</u> ）		第6章 雑則（ <u>第23条</u> ）	
附則		附則	
（公安委員会にする申請等の経由先）		（公安委員会にする申請等の経由先）	
第1条 略		第1条 略	
2 次の表の左欄に掲げる申請書は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関の長を経由して提出しなければならない。		2 次の表の左欄に掲げる申請書は、それぞれ同表の右欄に掲げる機関の長を経由して提出しなければならない。	
申請書	機関	申請書	機関
運転免許申請書（小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る運転免許申請書及び法第97条第1項第1号に掲げる事項についてのみの	鳥取県自動車運転免許試験場	運転免許申請書（小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る運転免許申請書及び法第97条第1項第1号に掲げる事項についてのみの	鳥取県自動車運転免許試験場

<p>免許試験に係る運転免許申請書を除く。) <u>及び</u>施行規則第18条の5の規定による限定解除審査申請書(以下「<u>限定解除審査申請書</u>」という。)(指定自動車教習所の発行した技能審査合格証明書を添付して限定解除審査申請をする場合を除く。)</p>		<p>免許試験に係る運転免許申請書を除く。) <u>並びに</u>施行規則第18条の5の規定による限定解除審査申請書<u>及び</u>附則第3項の規定による申請書(以下「<u>限定解除審査申請書等</u>」という。)(指定自動車教習所の発行した技能審査合格証明書を添付して限定解除審査申請をする場合を除く。)</p>	
<p>小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る運転免許申請書、法第97条第1項第1号に掲げる事項についてのみの免許試験に係る運転免許申請書、運転免許証再交付申請書、運転免許証更新申請書、運転免許証の更新期間前における免許証更新申請書、指定自動車教習所の発行した技能審査合格証明書を添付した<u>限定解除審査申請書</u>及び国外運転免許証交付申請書</p>	<p>鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許試験場</p>	<p>小型特殊自動車免許又は原動機付自転車免許に係る運転免許申請書、法第97条第1項第1号に掲げる事項についてのみの免許試験に係る運転免許申請書、運転免許証再交付申請書、運転免許証更新申請書、運転免許証の更新期間前における免許証更新申請書、指定自動車教習所の発行した技能審査合格証明書を添付した<u>限定解除審査申請書等</u>及び国外運転免許証交付申請書</p>	<p>鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許試験場</p>
<p>運転免許取消申請書及び<u>第20条</u>の規定による申請書</p>	<p>鳥取県警察本部運転免許課、鳥取県自動車運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署 ただし、運転免許取消申請書にあっては、法第104条の4第1項後段の申出を併せて行う場合は、鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許試験場とする。</p>	<p>運転免許取消申請書及び<u>第20条</u>の2の規定による申請書</p>	<p>鳥取県警察本部運転免許課、鳥取県自動車運転免許試験場又は住所地を管轄する警察署 ただし、運転免許取消申請書にあっては、法第104条の4第1項後段の申出を併せて行う場合は、鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許試験場とする。</p>
<p>(軽車両の積載制限) 第8条 軽車両の運転者は、<u>次に掲げる乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の制限を</u>超えて乗車をさせ、又は積載をして軽車両を運転し</p>		<p>(軽車両の積載制限) 第8条 軽車両の運転者は、<u>次の各号に定める乗車人員又は積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法の</u>制限を超えて乗車をさせ、又は積載をして軽車両を</p>	

てはならない。

(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。

ア 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、16歳以上の運転者が乗車装置を備えるものに6歳未満の者1人を乗車させる場合はこの限りでない。

イ 略

(2)～(4) 略

(放置違反金の納付済等確認書)

第9条の9 略

2 前項の規定による申請は、交通指導課長に対して行う場合は同項の申請書に次に掲げる書類等を添付して送付することにより、署長に対して行う場合は同項の申請書を提出することにより行うものとする。

(1)及び(2) 略

3 略

(安全運転管理者等の選任等の届出)

第10条の2 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者又は副安全運転管理者（以下「安全運転管理者等」という。）の選任又は解任の届出は、別記様式第4号による届出書2通を公安委員会に提出してしなければならない。当該届出書の記載事項に変更を生じたときも、同様とする。

2 前項の届出書（選任に係るものに限る。）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類のうち副安全運転管理者の運転免許証の写しを添付する場合は、第3号に掲げる書類の提出を要しない。

(1) 安全運転管理者等の戸籍抄本若しくは住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者である場合は、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第5条第1項に規定する登録証明書の写し）又は運転免許証、健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証若しくは共済組合員証の写し

(2)及び(3) 略

(4) 自動車安全運転センター法（昭和50年法律第

運転してはならない。

(1) 乗車人員の制限は、次のとおりとする。

ア 二輪又は三輪の自転車には、運転者以外の者を乗車させないこと。ただし、16歳以上の運転者が乗車装置を備えるものに6歳未満の者を乗車させる場合はこの限りでない。

イ 略

(2)～(4) 略

(放置違反金の納付済等確認書)

第9条の9 略

2 前項の規定による申請は、交通指導課長に対して行う場合は同項の申請書に次の各号に掲げる書類等を添付して郵送することにより、署長に対して行う場合は同項の申請書を提出することにより行うものとする。

(1)及び(2) 略

3 略

(安全運転管理者等の選任等の届出)

第10条の2 法第74条の3第5項の規定による安全運転管理者の選任又は解任の届出は、別記様式第4号による届出書2通を公安委員会に提出してしなければならない。当該届出書の記載事項に変更を生じたときも、同様とする。

2 法第74条の3第5項の規定による副安全運転管理者の選任又は解任の届出は、別記様式第4号の2の届出書2通を公安委員会に提出してしなければならない。当該届出書の記載事項に変更を生じたときも、同様とする。

3 前2項の届出書（選任に係るものに限る。）には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第1号に掲げる書類のうち副安全運転管理者の運転免許証の写しを添付する場合は、第3号に掲げる書類の提出を要しない。

(1) 安全運転管理者又は副安全運転管理者の戸籍抄本若しくは住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の適用を受けない者である場合は、外国人登録法（昭和27年法律第125号）第5条第1項に規定する登録証明書の写し）又は運転免許証、健康保険、国民健康保険、船員保険等の被保険者証若しくは共済組合員証の写し

(2)及び(3) 略

(4) 自動車安全運転センター法（昭和50年法律第

57号) 第29条第1項第4号に規定する書面で、安全運転管理者等の運転記録の証明に関する事項を記載したもの

(試験の場所)

第15条 免許試験は、次の表の左欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所において行う。

免許の種類	場 所
大型自動車免許、 <u>中型自動車免許</u> 、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、 <u>牽引免許</u> 、大型自動車第二種免許、 <u>中型自動車第二種免許</u> 、普通自動車第二種免許、大型特殊自動車第二種免許、 <u>牽引免許</u> 及び仮運転免許	鳥取県自動車運転免許試験場又は公安委員会が指定する道路若しくは場所 ただし、法第97条第1項第1号に掲げる事項についての免許試験のみを受ける場合は、鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許試験場とする。
略	

(運転経験の期間の特例)

第16条 令第34条第3項第2号又は第4項第2号の規定による指定を受けようとする者は、別記様式第8号の申請書を公安委員会に提出して申請しなければならない。

(運転経歴証明書の交付申請)

第20条 法第104条の4第5項の規定による申請は、別記様式第10号の申請書を公安委員会に提出してしなければならない。

(運転経歴証明書)

第21条 法第104条の4第6項の運転経歴証明書は、別記様式第11号によるものとする。

(講習)

第22条 施行規則第38条第2項第1号の規定による申出は、別記様式第12号の申出書により行わなければ

57号) 第29条第1項第2号に規定する書面で、安全運転管理者又は副安全運転管理者の運転記録の証明に関する事項を記載したもの

(試験の場所)

第15条 免許試験は、次の表の左欄に掲げる免許の種類に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる場所において行う。

免許の種類	場 所
大型自動車免許、普通自動車免許、大型特殊自動車免許、大型自動二輪車免許、普通自動二輪車免許、 <u>けん引免許</u> 、大型自動車第二種免許、普通自動車第二種免許、大型特殊自動車第二種免許、 <u>けん引免許</u> 及び仮運転免許	鳥取県自動車運転免許試験場又は公安委員会が指定する道路若しくは場所 ただし、法第97条第1項第1号に掲げる事項についての免許試験のみを受ける場合は、鳥取県警察本部運転免許課又は鳥取県自動車運転免許試験場とする。
略	

(運転経験の期間の特例)

第16条 令第34条第2項第2号又は第3項第2号の規定による指定を受けようとする者は、別記様式第8号の申請書を公安委員会に提出して申請しなければならない。

(臨時適性検査の通知)

第20条 法第102条第3項に規定する通知は、別記様式第10号の通知書によって行う。

(運転経歴証明書の交付申請)

第20条の2 法第104条の4第5項の規定による申請は、別記様式第10号の2の申請書を公安委員会に提出してしなければならない。

(運転経歴証明書)

第20条の3 法第104条の4第6項の運転経歴証明書は、別記様式第10号の3によるものとする。

(講習)

第21条 施行規則第38条第2項第1号の規定による申出は、別記様式第10号の4の申出書により行わな

ならない。
2 施行規則第38条第3項第1号の規定による申出は、別記様式第13号の申出書により行わなければならない。

3 略

(免許証返納の手続)

第23条 法第107条第1項の規定によって免許証を返納する場合は、別記様式第14号の届書に免許証を添えて行なうものとする。

(高速自動車国道における権限)

第24条 略

附 則

1 及び 2 略

3 略

別表第2 (第7条の2関係)

路線名	区間
略	
一般国道9号(青谷羽合道路)	東伯郡湯梨浜町大字園字浜山2202-19から同町大字園字浜山2298-3まで
一般国道9号	西伯郡大山町安原字寺内境728から米子市赤井手字東天神免713-14まで
一般国道9号	米子市尾高字御建山開二1992-14から同市今在家字上塚本644-1まで
一般国道9号	米子市赤井手字明寿庵967-2から同市今在家字上塚本644-1まで
一般国道9号	米子市赤井手字東天神免713-14から同市流通町字下ココロ8-2まで
略	
一般県道若葉台東町線	鳥取市若葉台南一丁目3-1から同市尚徳町101-5まで
主要地方道米子大山線	米子市二本木字岩屋畑710-1から同市流通町字下ココロ8-2まで
一般県道淀江イン	西伯郡大山町安原字寺内境728から米子市淀江町今津字岸ノ前144-1まで

ればならない。
2 施行規則第38条第3項第1号の規定による申出は、別記様式第11号の申出書により行わなければならない。

3 略

(免許証返納の手続)

第22条 法第107条第1項の規定によって免許証を返納する場合は、別記様式第12号の届書に免許証を添えて行なうものとする。

(高速自動車国道における権限)

第23条 略

附 則

1 及び 2 略

3 法附則第3条第3項若しくは第5条第2項又は道路交通法の一部を改正する法律(昭和40年法律第96号)附則第2条第3項若しくは第5条第3項の規定による審査を受けようとする者は、別記様式第13号の申請書を公安委員会に提出しなければならない。

4 略

別表第2 (第7条の2関係)

路線名	区間
略	
一般国道9号(青谷羽合道路)	東伯郡湯梨浜町大字園字浜山2202-19から同町大字園字浜山2298-3まで
略	
一般県道若葉台東町線	鳥取市若葉台南一丁目3-1から同市尚徳町101-5まで

ター線	
鳥取市道 湖山商栄 線	鳥取市千代水四丁目39から同市千代水二丁目19まで
鳥取市道 千代水区 画33号線	鳥取市千代水二丁目144から同市千代水二丁目152まで
鳥取市道 千代水区 画16号線	鳥取市千代水二丁目82から同市千代水二丁目153-1まで
略	


鳥取市道 湖山商栄 線	鳥取市千代水四丁目39から同市千代水二丁目19まで
略	

別記様式第3号の2の2 (第9条の2関係)

放置違反金納付命令書

第 号
年 月 日

様

鳥取県公安委員会 

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、下記のとおり放置違反金の納付を命令します。

同封の納入通知書により納付してください。

記

略	
納 付 の 場 所	納入通知書記載の金融機関 (記載以外の金融機関については、別に振込手数料がかかりますが、取扱いができます。)
略	


略

別記様式第3号の2の2 (第9条の2関係)

放置違反金納付命令書

第 号
年 月 日

様

鳥取県公安委員会 

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、下記のとおり放置違反金の納付を命令します。

同封の納入通知書により納付してください。

記

略	
納 付 の 場 所	納入通知書記載の金融機関 (記載以外の金融機関については、別に振込手数料がかかりますが、取扱いができます。ただし、日本郵政公社では取扱いできません。)
略	

略

注1及び2 略

教示 略

備考 略

注1及び2 略

教示 略

備考 略

別記様式第3号の2の3 (第9条の3関係)

(表)

略

(裏)

仮納付金返還請求書記載要領

住所、氏名及び電話番号を記入し、押印の上、A又はBの受領方法のいずれか一つを選択し、○で囲んでください。

1 口座振込みを希望の方・・・【Aを○で囲まれた方】

次の事項を記載してください。

別記様式第3号の2の3 (第9条の3関係)

(表)

略

(裏)

仮納付金返還請求書記載要領

住所、氏名及び電話番号を記入し、押印の上、A又はBの受領方法のいずれか一つを選択し、番号を○で囲んでください。

1 口座振込みを希望の方・・・【Aを○で囲まれた方】

次の事項を記載してください。

(1) 振込先金融機関店舗名

(2) 振込口座名、普通又は当座の別及び口座番号(請求者本人の口座に限ります。)
 なお、あなたの指定した金融機関店舗に振込みができないときは、2の方法による支払いをする場合があります。

2 金融機関受取りを希望の方・・・【Bを○で囲まれた方】

「歳入歳出外現金支払通知書」が送付されますので、記載されている金融機関で受取可能期間を確認の上、お受け取りください。
 なお、受取りには、送付された歳入歳出外現金支払通知書、印鑑及び身分を証明するもの(知事が指定した区域外にあっては送金小切手)を持参してください。本人が受け取る場合以外は、委任状が必要です。

略

備考 略

別記様式第3号の2の4 (第9条の4関係)
(表)

第 号	年 月 日
様	
鳥取県公安委員会 印	
督促状	

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限(年 月 日)を経過してもまだ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに、同封の納入通知書により至急納付してください。

指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さ

(1) 振込先金融機関店舗名(郵便貯金に振り込むことはできません。)

(2) 振込口座(普通預金又は当座預金を指定してください。)及び口座番号を記入してください(請求者ご本人の口座に限ります。)。手続を済ませ次第「振込通知書」をお送りします。
 なお、あなたの指定した金融機関店舗に振込みができないときは、2の方法による支払いをする場合があります。そのときは、2の方法によりお受け取りください。

2 郵便局又は銀行払渡しを希望の方・・・【Bを○で囲まれた方】

(1) あなたの希望した郵便局又は銀行を受取場所にした「送金通知書」をお送りしますので、受領後、記載されている払渡郵便局又は銀行で、受取可能期間を確認の上、お受け取りください。

(2) 受取りには、受領した送金通知書、印鑑及び身分を証明するもの(本人が受け取る場合以外は、委任状が必要)を持参してください。

※ 「送金通知書」は、書留郵便で送付されます。

略

備考 略

別記様式第3号の2の4 (第9条の4関係)
(表)

第 号	年 月 日
様	
鳥取県公安委員会 印	
督促状	

あなたに対し、道路交通法第51条の4第4項の規定により、放置違反金の納付を命じましたが、その納付期限(年 月 日)を経過してもまだ納付されていませんので、同条第13項の規定により督促します。

下記の指定納付期限までに、同封の納入通知書により至急納付してください。

指定納付期限までに完納されないときは、道路交通法第51条の4第14項の規定により、地方税の滞納処分の例により、あなたの財産を差し押さ

ることとなります。
なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

記

略

略	
納付場所	納入通知書に記載の場所（記載以外の金融機関については、別に振込手数料がかかりますが、取扱いできます。）

略

注1～3 略

教示 略

備考 略

(裏)

略

別記様式第3号の2の7（第9条の7関係）

(表)

略

(裏)

放置違反金還付請求書記載要領
住所、氏名及び電話番号を記入し、押印の上、A又はBの受領方法のいずれか一つを選択し、○で囲んでください。

1 口座振込みを希望の方・・・【Aを○で囲まれた方】
次の事項を記載してください。
(1) 振込先金融機関店舗名
(2) 振込口座名、普通又は当座の別及び口座番号（請求者本人の口座に限ります。）
なお、あなたの指定した金融機関店舗に振込みができないときは、2の方法による支払いをする場合があります。

2 金融機関受取りを希望の方・・・【Bを○で囲まれた方】
「歳入金支払通知書」が送付されますので、記載されている金融機関で受取可能期間を確認の上、お受け取りください。
なお、受取りには、送付された歳入金支払通知書、印鑑及び身分を証明するもの（知事が指定した区域外にあっては送金小切手）を

ることとなります。
なお、完納された後、この督促状が届いた場合は、行き違いですので、御了承願います。

記

略

略	
納付場所	納入通知書に記載の場所（記載以外の金融機関については、別に振込手数料がかかりますが、取扱いできます。 <u>ただし、日本郵政公社では取扱いできません。</u> ）

略

注1～3 略

教示 略

備考 略

(裏)

略

別記様式第3号の2の7（第9条の7関係）

(表)

略

(裏)

放置違反金還付請求書記載要領
住所、氏名及び電話番号を記入し、押印の上、A又はBの受領方法のいずれか一つを選択し、番号を○で囲んでください。

1 口座振込みを希望の方・・・【Aを○で囲まれた方】
次の事項を記載してください。
(1) 振込先金融機関店舗名（郵便貯金に振り込むことはできません。）
(2) 振込口座（普通預金又は当座預金を指定してください。）及び口座番号を記入してください（請求者ご本人の口座に限ります。）。手続を済ませ次第「振込通知書」をお送りします。
なお、あなたの指定した金融機関店舗に振込みができないときは、2の方法による支払いをする場合があります。そのときは、2の方法によりお受け取りください。

2 郵便局又は銀行払渡しを希望の方・・・【Bを○で囲まれた方】
あなたの希望した郵便局又は銀行を受取場所にした「送金通知書」をお送りしますので、受領後、記載されている払渡郵便局又は銀行で、受取可能期間を確認の上、お受け取りください。
なお、受取りには、受領した送金通知書、

持参してください。本人が受け取る場合以外は、委任状が必要です。

略

備考 略

印鑑及び身分を証明するもの(本人以外が受け取る場合は、委任状が必要)を持参してください。

※ 「送金通知書」は、書留郵便で送付されます。

略

備考 略

別記様式第10号(第20条関係)

臨時適性検査通知書

年 月 日

住所

様

鳥取県公安委員会 印

道路交通法第102条の規定による臨時適性検査を行う必要があるのて下記のとおり通知します。

記

審査の日時	年 月 日 時
審査の場所	
臨時適性検査を必要とする理由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

別記様式第10号(第20条関係) 略

別記様式第10号の2(第20条の2関係) 略

別記様式第11号(第21条関係) 略

別記様式第10号の3(第20条の3関係) 略

別記様式第12号(第22条関係)

取消処分者講習受講申出書

年 月 日

鳥取県公安委員会 様

住所

氏名

印

道路交通法第108条の2第1項第2号に規定する講習を受けることを申し出ます。

略

取消前に取得していた免許の種類	大 中 普 大 大 普 小 原 け 大 中 普 大 け 自 自 ん 型 型 通 特 ん 型 型 通 特 二 二 特 付 引 二 二 二 二 二
-----------------	---

略

注 略

別記様式第10号の4(第21条関係)

取消処分者講習受講申出書

年 月 日

鳥取県公安委員会 様

住所

氏名

印

道路交通法第108条の2第1項第2号に規定する講習を受けることを申し出ます。

略

取消前に取得していた免許の種類	大 普 大 大 普 小 原 け 大 普 大 け 自 自 ん 型 型 通 特 ん 型 通 特 二 二 特 付 引 二 二 二 二 二
-----------------	---

略

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とする。

注 略

別記様式第13号 (第22条関係) 略	別記様式第11号 (第21条関係) 略
別記様式第14号 (第23条関係) 略	別記様式第12号 (第22条関係) 略

第2条 鳥取県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第4号を次のように改める。

別記様式第4号 (第10条の2関係)

※整理番号	:		
安全運転管理者・副安全運転管理者に関する届出書 (新規・管理者変更・解任・届出内容変更)			
鳥取県公安委員会 様			
年 月 日			
安全運転管理者 } 副安全運転管理者 } を選任・解任		} したので届け出します。	
届出事項を変更			
届出者 氏名 ㊟ (法人にあってはその名称及び代表者氏名) 住所 電話番号			
選任年月日	年 月 日		
安全運転管理者 (副安全運転管理者) 氏名	(ふりがな)		
生年月日 (年齢)	. . (歳)		
資 格 要 件	(1) 安全運 転管理 者	(2) 運転管理 経験2年 以上	(3) 公安委員会 の教習修 了者で管理経験1年 以上の認定
	(1) 副安全 運転管 理者	(2) 運転管理 経験1年 以上	(3) 公安委員会 の認定
業種別			
1 官公署 2 公庫・公立校等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融・保険業 12 運輸業 13 電気・ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他			
職務上の地位		1 使用者 2 課長以上 3 係長 4 主任 5 その他	
勤務期間		勤務先名 役職名	
安全 運 転 管	自 . .		
	至 . .		
	自 . .		
使用の本拠に おける 自動車 台数・ 運転者 数		自動車の台数 乗 用 貨 物 大 小 大 普 大 中 普 軽 大 中 普 軽 大 小 大 普 型 型 通 型 型 通 型 型 通 特 特 二 通 殊 殊 輪 輪 計	

理 経 験	至 . .																		
	自 . .																		
	至 . .																		
前 任 者 氏 名	解任年月日	年 月 日		運 転 者 数	一 種	二 種	一 種	二 種	一 種	二 種	一 種	二 種	大 特 二 輪	大 通 二 輪	小 特 殊	計			
	氏 名																		
	解任事由	1 死亡 3 転任 5 その他	2 退職 4 解任命令		副安全運転管理者 選任数	名													
備 考																			

注1 この届出書は、所轄警察署を経由して提出してください。

2 届出書には次の書類を添付してください。

- (1) 戸籍抄本若しくは住民票の写し（外国人の場合は「外国人登録証明書の写し」）又は運転免許証の写し、健康保険の被保険者証等若しくは共済組合員証の写し
- (2) 管理経歴証明書（安全運転管理者としての管理歴を証明するもの）
- (3) 自動車安全運転センターの発行する運転記録証明書

別記様式第4号の2及び別記様式第13号を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる改正又は規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中別表第2の改正 平成19年4月1日
- (2) 第1条中第1条第2項（「第20条の2」を「第20条」に改める部分を除く。）、第10条の2（第10条の2第2項第4号中「第29条第1項第2号」を「第29条第1項第4号」に改める部分を除く。）、第15条及び第16条の改正並びに附則第3項を削り、附則第4項を附則第3項とする改正並びに第2条の規定 平成19年6月2日
- (3) 第1条中別記様式第3号の2の2の改正、別記様式第3号の2の3及び別記様式第3号の2の7の改正（「（郵便貯金に振り込むことはできません。）」を削る部分に限る。）並びに別記様式第3号の2の4の改正 平成19年10月1日

(経過措置)

2 改正前の鳥取県道路交通法施行細則第10条の2に規定する届出書は、当分の間、改正後の鳥取県道路交通法施行細則第10条の2に規定する届出書とみなす。